

# 資 料

(その他要望にない項目等[地方税])

平成24年11月14日 (水)

総 務 省

# 目 次

## <平成24年度税制改正大綱の検討事項>

- ①生命保険料控除などの政策的控除の在り方について . . . . . 1
- ②独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の見直し . . . . . 1

## <各税共通>

- ③災害による期限延長等の場合の更正の請求に対する更正等の除斥期間の延長 . . . . . 1

## <個人住民税関係>

- ④公的年金等からの特別徴収制度の見直し . . . . . 2
- ⑤ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し . . . . . 2
- ⑥所得税における改正に伴う所要の措置 . . . . . 2
- ⑦その他 . . . . . 2

## <法人事業税関係>

- ⑧法人税の純損失等の更正と法人事業税の税額更正等との関係の明確化 . . . . . 3
- ⑨過大支払利子税制の創設に伴う所要の措置 . . . . . 3

## <事業所税関係>

- ⑩事業所税の課税団体の人口判定の基準日の見直し . . . . . 3

## その他要望にない項目等 (納税環境の整備を推進する等の観点からの検討項目)

### <平成24年度税制改正大綱の検討事項>

#### ① 生命保険料控除などの政策的控除の在り方について

生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討。

#### ② 独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の見直し

事業仕分け対象独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに独立行政法人水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しについて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの結果に沿って、平成25年度税制改正において検討。

### <各税共通>

#### ③ 災害による期限延長等の場合の更正の請求に対する更正等の除斥期間の延長

災害により期限延長される場合や、期間の満了日が日祭日に当たりその翌日が期限とされる場合の更正の請求に対して更正等ができるよう、更正等の除斥期間を延長する。

## <個人住民税関係>

### ④ 公的年金等からの特別徴収制度の見直し

公的年金等からの特別徴収制度について、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、年間の徴収税額の平準化を図るための特別徴収税額の見直し等を行う。

### ⑤ ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

所得税及び個人住民税を合わせて一定限度まで寄附金の全額を控除する地方公共団体への寄附金(ふるさと寄附金)について、平成25年から復興特別所得税が創設されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行う。

### ⑥ 所得税における改正に伴う所要の措置

所得税における改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

- ・ 被災居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の適用対象者の見直し
- ・ 再び居住の用に供した場合の住宅ローン控除制度の見直し
- ・ 資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例の所要の規定の整備

### ⑦ その他

適用期間が終了するなど不要となった規定の整理を行う。

- ・ 白色申告者の記録保存義務(個人事業税についても同様の整理を行う。)
- ・ 払込按分率の特例

## <法人事業税関係>

### ⑧ 法人税の純損失等の更正と法人事業税の税額更正等との関係の明確化

法定申告期限から5年を超えて行うことが認められている法人税の純損失等の更正により、法人税と同様、法人事業税においても法定納期限後5年を経過した税額に変更が生じないことについて明確化を図る。

### ⑨ 過大支払利子税制の創設に伴う所要の措置

過大支払利子税制の創設に伴い、付加価値割の計算について所要の措置を講ずる。

## <事業所税関係>

### ⑩ 事業所税の課税団体の人口判定の基準日の見直し

事業所税の課税団体の人口判定の基準日は、10月1日(国勢調査の調査基準日)又は3月31日(住民基本台帳関係年報の調査基準日)とされているところ、住民基本台帳関係年報の調査基準日が平成26年から1月1日に変更となることに合わせ、3月31日を1月1日に変更する等の見直しを行う。

※その他、国税の「要望にない項目等」のうち、地方税に影響するものがある。